

山形県の新規取組の紹介

山形県 県土整備部 河川課
山形県 農林水産部 農村整備課

河川整備と一体的に行う持続可能な流下能力の向上対策【拡充】 1,501,000千円

目的

○ 氾濫の可能性が特に高い箇所について、堆積土砂及び支障木の撤去を行うことで河川の流下能力を向上させ、県民の安全・安心の確保を図る。あわせて、将来の堆積土砂撤去等の負担軽減のため、再堆積抑制のための流路保全対策（床止め）を行うことで、流下能力確保の持続化を図る。

事業内容

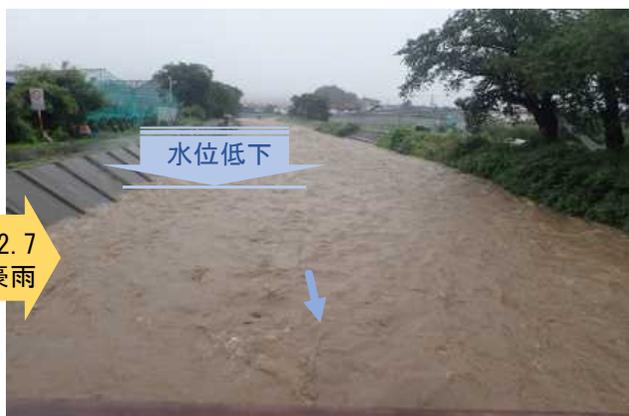
① 河川流下能力向上対策 1,054,000千円

堆積土砂及び支障木の撤去を行うことで河川流下能力を確保し、浸水被害の軽減を図る。 【対策予定：約80km】

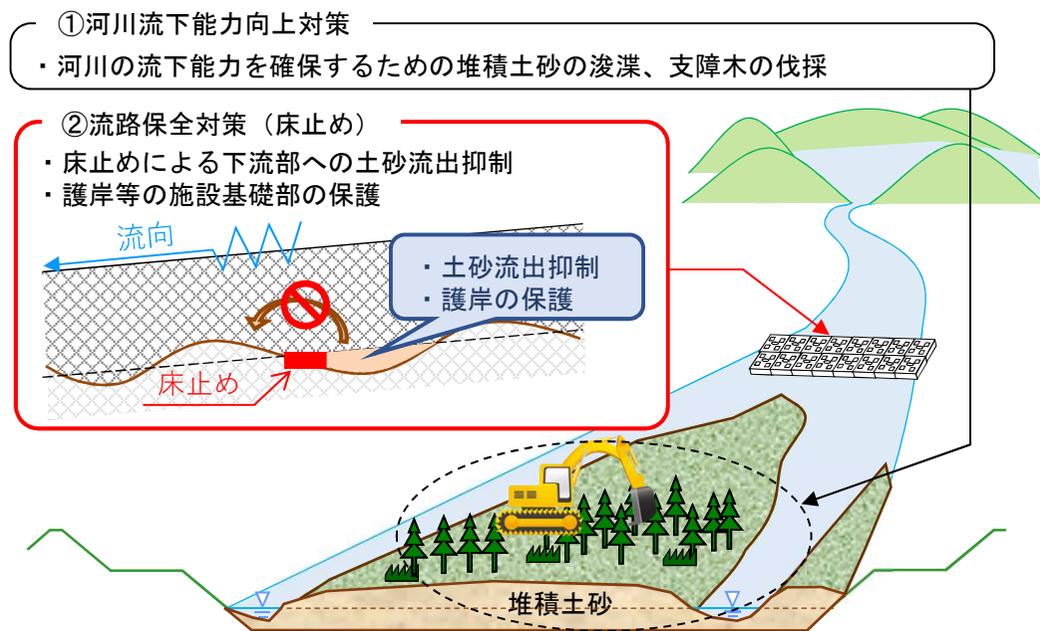
② 流路保全対策（床止め） 447,000千円

流下能力向上対策とあわせ、上流からの土砂流出による再堆積を抑制するため、床止めの設置などを行う。

【実施予定：約40か所】



▲ ①河川流下能力向上対策の効果事例



▲ ②流路保全対策（床止め）の対策後イメージ ▲



要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について（1／3）

事務連絡

令和3年12月27日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿
企画部広域計画課担当者 殿
各地方公共団体
社会資本整備総合交付金担当者 殿

国土交通省大臣官房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
近年、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化する中、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）及び「水防法」（昭和24年法律第193号）においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）においては、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしています。

本年10月20日に行われた財政制度等審議会では、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるデイスインセンティブを設けるべき。」との指摘がなされました（資料）。これを踏まえ、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和5年度以降の予算で以下及び別紙のとおり見直しを行います。

（1）令和5年度予算における対応

土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外といたします。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様といたします。

（2）令和6年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は全て、重点配分の対象外といたします。

ただし、本年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記（1）及び（2）の運用の対象外といたします。

つきましては、令和5年度以降の運用に向けて、防災や福祉を担当する部局とも連携し、避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して計画策定指導を行っていただくとともに、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の提供を進めていただきますようお願い申し上げます。

土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画策定に係る留意事項については、水管理・国土保全局からも改めて通知を発出いたします。

以上

<添付資料>

資料 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（令和3年10月20日）資料1
「社会資本整備」（抜粋）

別紙 重点配分の考え方

重点配分の考え方(令和5年度)

令和5年度

- ①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外。
- ②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市・・・避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない
- C市・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画策定済、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供済
- D県・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外(①に該当)
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外(②に該当)
整備計画γ	A市、B市、C市	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に
整備計画δ	A市、B市、D県	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に

重点配分の考え方(令和6年度以降)

令和6年度以降

避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市・・・避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない
- C市・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画策定済、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供済
- D県・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外
整備計画γ	A市、B市、C市	重点配分対象外
整備計画δ	A市、B市、D県	重点配分対象外

概要

○近年の気候変動による豪雨災害の頻発化を踏まえた、流域治水対策として有効な「田んぼダム」（貯留機能）の広域的な取組拡大を図るための周知活動の推進

予算額（当初）：5,700千円

事業期間：令和4～6年度

背景／課題

背景

- 近年、全国的に豪雨による災害が頻発
 - ・国による流域治水プロジェクトの策定
 - ・流域関係者連携による総合的な対策の推進
 - ・流域治水への地域住民の理解が不足
- 既存の施設を活用した流域治水
 - ・豪雨に備えた農業用ダムでの事前放流による洪水調整容量の確保
 - ・水田が有する雨水の貯留機能（特に水田の貯留機能に大きな期待）

課題

- 水田の貯留機能効果は下流域で発現するため取組農家のメリット感が薄い
- 集落と農地の位置関係や経路等により河川への流出ピークに差異が発生するため、地区ごとの詳細条件の把握が必要
- 作物生育に影響を与えない範囲での取組が必要

事業内容

【田んぼダム連携事業】

- 事例集作成
 - ・県内及び隣接県外における田んぼダムの取組事例集の作成
- 周知推進活動
 - ・県内7ブロックでの周知活動の実施（地域住民等を対象としたワークショップ開催）
- 推進組織運営
 - ・営農への影響を回避するための排水制御板に関する技術的な検討
 - ・田んぼダムに関する情報共有発信
 - ・現地研修会等の開催（県内・県外）

【田んぼダム貯留機能効果検証事業】

- 貯留機能効果の実証ほ場設置
 - ・設置位置及び排水調整板の検討
 - ・実証ほ場設置1管内2箇所（15ha×2）
- 調査解析
 - ・流量観測（自動水位計による観測）
 - ・湛水シミュレーション解析

事業効果

- 集中豪雨を一時的に水田に貯留することにより流出ピークが抑えられ、下流域での冠水被害リスクの軽減が図られる。
- 流域関係者との連携強化や地域住民への周知推進活動により、流域治水に対する理解と防災意識の高揚が図られる。



豪雨による洪水ピーク時の排水路の溢水状況



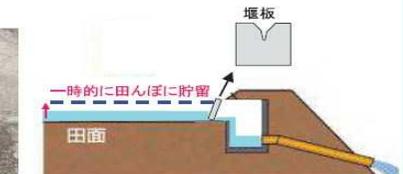
R2.7月豪雨におけるポンプ場冠水状況

水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。



田んぼダム堰板の例



事業目標

・田んぼダム取組面積 R2（現状）1,599ha ⇒ R8（目標）6,377ha

※山形県農業農村整備長期計画

問い合わせ先

- 担当課：農村整備課 利水・施設担当
- 電話：023-630-2497